

増野正兵衛一家は、明治 23 年 1 月からおぢばに伏せ込むようになった。その後の「おさしづ」を見ていく。

- ・明治 23 年 4 月 7 日：増野正兵衛身上障り又いと下りものに付伺
- ・4 月 15 日：増野松輔国許より帰国致させるよう申し来り、今は身の修行中に付、その由申送りし処、又申来りしに付、一度帰しました方宜しきや、又その由今一度申送る方宜しきや願
- ・4 月 16 日：増野正兵衛小人道興目かい乳を上げるに付伺
- ・4 月 21 日：増野正兵衛左の眉毛の上一寸出物の障りに付伺
- ・4 月 24 日：増野正兵衛三日前より腹張り時々痛むに付願
- ・5 月 1 日：春野ゆう神戸へ帰宅し、五日目より俄に寒気立ち発熱し、食事進まず、足の運び悪しく、一時は気が狂いうわ言言い、一時難しいように思いしが、追々御利益蒙りたれど、今に自由出来ず、御救け下さるよう願/同日、増野いと神戸にて居所障りに付願/同日、増野正兵衛母又いとどの障りに付、神戸へ行きて論しまして宜しきや、他人を以て論しの事を願いました方宜しきや伺
- ・5 月 10 日：増野正兵衛小人道興五六日前より目かい目の上眉毛の処へくさ一面に出来しに付願/同日、押して父とお聞かせ蒙り、これは正兵衛の父でありますか、いとどの父でありますか願/同時、増野正兵衛、いと、道興の三名の本籍を当地へ引く事の御許し願
- ・5 月 17 日：増野いと居所又正兵衛居所障りに付願
- ・5 月 26 日：春野ゆう前おさしづを頂き、清水与之助より御話伝え下されしも、未だ速かおたすけ蒙り申さず、よってたんのうの事情、いかなる理も悟りますに付、おたすけの願/同日、増野正兵衛腰の障りに付願/同日、神戸の野本、松田外二軒出火に付見舞及母の障りに付増野正兵衛神戸へ出張御許し願

明治 23 年 4 月 7 日、正兵衛の「身上障り」と妻いとどの「下りもの」について伺うと、

「多く事情忙しく成る」と正兵衛たちの忙しい日々<sup>（1）</sup>にふれつつ、「思うたどて成らんのも理、成らんとするたどて成るも理」と天然自然の理について説かれている。

15 日、職人の修行中の増野松輔（姉まちの長男）に帰国の申し出が再三あることへの対応を伺うと、「強<sup>（2）</sup>ってと言えぱ一つ一度戻してよかろう」と許されている。

16 日、長男道興の「目かい」「乳を上げる」について伺うと、「小人一つの事情、内々の事情」と子供の身上は家族の事情であることを伝えられ、「身の処あた糸一つの理思わん。この事情聞き難<sup>（3）</sup>い」とかきもの・かりもの<sup>（4）</sup>の理の治め方を示唆した上で、「三人寄れば三人の心、四人寄れば四人心。一人が一人の理を以て案じる。案じる事は要らん」と、家内一人ひとりに安心を与えることを論されている。

21 日、正兵衛の「左の眉毛の上一寸出物の障りに付」伺うと、「あちらこちらに気を兼ねて走り歩き、皆談示一つの理」と、周りと談じ合うことを論されている。

24 日、正兵衛が「三日前より腹張り時々痛むに付」願うと、「どれだけ仮普請、何処から何処までも仮普請」と建築予定の本部の煮炊場があくまで仮普請であることについてふれられて、「だん〜談じて一つの心治めるなら、めん〜のものとは思われまい」と、みんなが我が事と思えるように談じ合いを重ねることを説かれている。

5 月 1 日、春野ゆう（妻いとどの母）が「神戸へ帰宅し、五日目

より俄に寒気立ち発熱し、食事進まず、足の運び悪しく、一時は気が狂いうわ言」まで言ったので、「一時難しいように思」ったが、「追々御利益〔御守護〕蒙りたれど、今に自由出来ず、御救け下さるよう」と願うと、「古き心が掛かる」と論された。また同日いとどの「居所障り」について願うと、「離すに離されん、余儀無き心ではどうもならん」と、何かに喜ばず「仕方ない」と思う心について論されている。そこで、正兵衛は「神戸へ行きて論しまして宜しきや、他人を以て論しの事を願いました方宜しきや」と伺うと、「ちゃんと筆に記し、他人から一人の事情を論する方がよい」と、正兵衛自身はおぢばに留まって、他の人から伝えるよう論された。

10 日、道興が「五六日前より目かい目の上眉毛の処へくさ一面に出来しに付」願うと、「小人罪無き〜〜思え」「一箇月前知らせ置いたる、父一つの心をつつ小人という」と論され、また「ほこりいんねんだん〜の理を論す」とも伝えられている。そこで、押して「父とお聞かせ蒙り、これは正兵衛の父でありますか、いとどの父でありますか」と願うと、「さあ〜今の親一つの父、前々の父、今の父、前々一つ心得違わんよう實際知らず」と論されている。「今の親」とあるので「父」とは正兵衛自身を指すと思われる。

17 日、正兵衛といとの「居所障り」に付いて願うと「今度の住家一つ不都合、なれど又々年限の理を以て広くに治まる」と、住みにくいところでも年限を重ねるうちに治まってくることを伝えられている。

26 日、ゆうの身上の障りに関して、1 日の「おさしづ」に基づいて清水与之助から話を伝えたが、すっきり回復するには至らず「よってたんのうの事情、いかなる理も悟りますに付」願うと、「一時一つ立ち帰り、心にしっかりどちらなりと心に治めてやるがよい。めん〜こう堅くろしい事情出さぬよう。いんねんだけ通る」と論されている。同日、正兵衛の「腰の障り」について願うと、「通りたるいんねんの事情、通りたる事情は分かる。こういう事見ぬ、聞かぬよう。案じる中案じる中理が増して来る。いかなる理案じんよう」と、自身のいんねんが出そうなことは「見ぬ、聞かぬよう」と論され、案じ心を持たないように再三伝えられている。

#### ○乳（乳戻す）

『身上さとし』では、4 月 16 日の「おさしづ」について「子供の身上のお手入れの理由は、どうしてかと思うであろうが、それは、身上かきもの・かりもの<sup>（5）</sup>の理を思わないからで、この事情はなかなか聞きとりにくいという意味で、乳をあげるのは、身上かきもの・かりもの<sup>（6）</sup>の理を十分に治めよということを示されたのであろう」と述べられている。<sup>（1）</sup>増野家の当時の文脈でいえば、「かきもの・かりもの<sup>（7）</sup>の理」は自分だけが治めるものではなく、案じ心を持たないように家族一人ひとりが得心することが大切だと分かる。

#### ○腰

また、5 月 26 日の「おさしづ」については「案じていると案じの理が増して来るから、どんな理も案じんようにせよ。という意味で、腰の障りは、先案じをするなということを示されたのであろう」と述べられている。<sup>（2）</sup>当時の文脈でいえば、義母も身上の障りを頂いており、信頼できる清水与之助が論しても、なお全快しない状況であった。また、正兵衛自身は妻とともに、住家に対して「一つ不都合」を持っていたことも窺える。正兵衛たちには、胸中いろいろと治まらないことがあったのであろう。

#### 【註】

（1）深谷忠政『教理研究身上さとし—おさしづを中心として』天理教道友社、1962 年、264 頁。

（2）同書、200 頁。